

令和4年3月30日招集

3月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和3年度3月 新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年3月30日(水)午後3時30分から午後4時1分

2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室

3 出席委員 (19人)

1番	虎澤栄三	2番	石山和徳	3番	渡邊芳枝
4番	小戸田修子	5番	鈴木健二	6番	小熊義信
7番	山岸信一	8番	成田誠一	9番	内藤浩一
10番	谷澤康雄	11番	坂井雄一	12番	塚原幸夫
13番	鈴木金一	14番	別所正幸	15番	神田和博
16番	石塚絹代	17番	田中さとみ	18番	仁多見繁隆
19番	齋藤茂博				

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1)農地部会所掌

議案第10号 農地法第4条の規定による許可処分を取り消しについて

議案第11号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第43条第1項による農作物栽培高度化施設届出に関する受理
について

(2)農政振興部会所掌

議案第12号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案)について

(3)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井靖彦	事務局次長	佐藤敏宏	事務局次長	小林友衛
農地係長	伊藤洋	農政振興係長	八百板恵	管理係主査	遠藤文博

7 会議の概要

小林次長	<p>それでは、これより3月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、全ての農業委員からご出席いただいております。</p> <p>新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、調査委員長として佐藤弘典委員をはじめ、多数の農地利用最適化推進委員からもご出席いただいております。よろしく願いいたします。</p> <p>同会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ、議長席へお願いします。</p> <p>(虎澤会長 あいさつ)</p>
議長(会長)	<p>それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、私の方でご指名申し上げます。</p> <p>6番小熊義信委員、7番山岸信一委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。新潟市中央農業委員会会議規則第5条の規定によると、議長は会長が務めることになっておりますが、農地部会及び農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、それぞれの部会長または部会長職務代理者から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、農地部会の所掌に関する議事につきましては、鈴木農地部会長から、また、農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、齋藤農政振興部会長職務代理者から議長を務めていただき、その他については私が議長を務めることにいたします。</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長を鈴木農地部会長と交代いたします。</p> <p>(虎澤会長は1番委員席に、鈴木農地部会長は議長席に着く)</p> <p>(鈴木農地部会長 あいさつ)</p> <p>議事の都合上、追加の議案第14号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第10号 農地法第4条の規定による許可処分の取り消しについて、議案第11号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についての順番に審議を進めることとし、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい議長。農地係の伊藤でございます。</p> <p>私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>初めに今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。</p> <p>農地法第3条許可申請に関する意見決定が、石山地区で1件、横越地区で3件、亀田地区で1件の計5件です。</p> <p>農地法第4条許可に関する処分の取り消しが、大形地区で1件です。</p> <p>農地法第5条許可申請に関する処分決定が、曾野木地区で1件、両川地区で1件、亀田地区で1件の計3件です。</p> <p>今月の議案件数は合計で9件となります。</p> <p>私からは、調査委員会に付されていない案件をご説明し、調査委員会に付されている案件は、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、議案第14号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてご覧ください。</p> <p>1ページの石山地区第1号は、農地を贈与によって取得するものです。</p> <p>譲渡人と譲受人は同一経営体で親子関係にあり、農地を後継者へ贈与するため、申請にいたしました。</p> <p>申請地は、中央区長潟の田2筆 662 m²で農用地区域内です。</p> <p>経営体の経営面積は、約 573.29 a であり、農業従事者は4名で農作業経験に問題はございません。経営に供するべき農地はすべて耕</p>

	<p>作されており、今後も効率的に利用できるものと認められます。</p> <p>次に横越地区第3号、4号は、譲渡人、譲受人それぞれで農地を交換するものです。</p> <p>農地を交換することで互いに農地を集約するものです。</p> <p>次に亀田地区第5号は、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>申請地は、江南区茅野山の畑1筆 55 m²で農用地区域内です。</p> <p>譲受人の経営面積は、約 189.85 a であり、不整形な当該地の隣地で耕作していることから、</p> <p>今後も効率的に利用できるものと認められます。</p> <p>続きまして、議案書本冊1ページの議案第10号、農地法第4条許可に関する処分の取り消しについてご覧ください。</p> <p>大形地区第1号は、貸露天駐車場敷地に転用するため、令和3年7月30日付けで転用許可しました。</p> <p>その後、転用事業の見込みがたたなくなったため、農地法第4条許可の取消の申請があったものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について第1地域の報告をお願いします。</p>
第1地域調査委員長	<p>第1地域調査委員会の調査結果について報告いたします。</p> <p>調査案件は、第5条申請が2件でした。</p> <p>議案第11号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>2ページ1号は転用者の代理人から事情聴取しました。</p> <p>農地を売買で取得し、農業用格納庫及び作業場、駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、鳥屋野潟市道拡幅工事に伴い、作業場を移転することとなり、今回の申請に至りました。</p> <p>申請地は江南区鐘木の畑 2筆 994 m²です。</p> <p>農地区分は、申請地の北側に10ヘクタール以上の農地が広がっているため、第1種農地ですが、農業用施設であり、申請地以外に該当がなかったため、許可できるものです。</p> <p>資金は自己資金で賄います。</p> <p>転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可</p>

	<p>が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>2 ページ 2 号は転用者から事情聴取しました。 農地に賃借権を設定し、露天駐車場及び園庭敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、申請地の隣地でこども園を運営していますが、施設の増設及び園児の増加に伴い、既存の駐車場敷地や園庭敷地が不足しているため、今回の申請に至りました。</p> <p>申請地は江南区割野の畑 2 筆 1,667 m²です。 農地区分は、申請地周辺に 10 ヘクタール以上の農地が広がっているため、第 1 種農地ですが、既存施設の拡張であり、拡張に係る敷地面積が既存施設の 2 分の 1 以内のため、許可できるものです。 資金は自己資金で賄います。 転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。 以上です。</p>
議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。 続きまして、第 2 地域の報告をお願いします。</p>
第 2 地域調査委員長	<p>第 2 地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。 調査案件は、農地法第 3 条許可申請が 1 件、農地法第 5 条許可申請が 1 件です。 初めに、「議案第 14 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について」です。 横越地区 2 号は、譲受人から事情聴取しました。 農地を売買で取得するものです。 譲渡人の農地を譲受人が耕作しており、今後も効率良く耕作したいことから購入の話をしたところ、両者合意し売買による所有権移転の申請となりました。 申請地は、江南区横越東町 田 2 筆、609 m² 農用地区域外です。 譲受人の経営面積は、8,207 m²、農業従事者は 1 名です。 農業経験に問題はなく、耕作に必要な農機具は一部所有していますが、刈取、乾燥は委託で賄っています。 経営農地は全て耕作されており、今後も耕作ができるものと認め</p>

	<p>られることから、取得後もしっかりと耕作するよう指導しました。</p> <p>次に、本冊「議案第11号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について」です。</p> <p>議案書2ページ 亀田地区3号は転用者の代理人より事情聴取しました。</p> <p>農地を使用貸借権により、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、現在借家に住んでおり、将来は家の建築を考えていましたが、妻の祖父から土地の提供を受けたことから、申請となりました。</p> <p>申請地は、江南区砂山1丁目 畑1筆198㎡で、農用地区域外です。</p> <p>農地区分は、住宅が連たんしている区域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>資金は、一部自己資金と金融機関からの借入で賄います。</p> <p>排水関係ですが、排水施設を設置し、周辺農地には被害防除策をとることから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>以上です。</p>
議長(農地部会長)	<p>ただいまの事務局並びに調査委員長の説明及び報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。議案第14号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可相当と決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案第10号 農地法第4条の規定による許可処分の取り消しについて、原案の通り決定することに異議はありませんか。</p>

議長(農地部会長)	<p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第11号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定することに異議はありませんか。</p>
議長(農地部会長)	<p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので許可と決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。続きまして、報告に移ります。</p> <p>報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項 農地の転用事実に関する照会書について、報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項 農地法第43条第1項による農作物栽培高度化施設届出に関する受理についてを一括して事務局の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>はい議長。それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。</p> <p>議案書の3ページから5ページになります。</p> <p>曾野木地区で1件、両川地区で4件、横越地区で2件、亀田地区で4件の計11件について、届出書を受理しましたので、ご報告します。</p> <p>続きまして報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>大形地区で1件、大江山地区で1件、両川地区で1件、横越地区で1件、亀田地区で1件の計5件について、届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。</p> <p>議案書の7、8ページをご覧ください。</p> <p>石山地区で3件、大形地区で3件、鳥屋野地区で2件、亀田地区で1件の計9件について、照会が新潟地方法務局からありました。現地確認の結果、すべて非農地と回答しましたので、ご報告します。</p> <p>続きまして、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理についてです。</p> <p>議案書の9、10ページをご覧ください。</p> <p>石山地区で1件、鳥屋野地区で2件、横越地区で1件、亀田地区で1件の計5件、3,516㎡の届出書を受理しましたので、ご報告します。</p> <p>続きまして、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてです。</p> <p>議案書の11、12ページをご覧ください。</p> <p>石山地区で3件、大形地区で1件、鳥屋野地区で1件、曾野木地区で1件、亀田地区で2件の計8件、6,181.09㎡の届出書を受理しましたので、ご報告します。</p> <p>続きまして、報告事項、農地法第43条第1項による農作物栽培高度化施設届出に関する受理についてです。</p> <p>議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>大江山地区で1件、3,260.39㎡の届出書を受理しましたので、ご報告します。</p> <p>なお、本案件については、去る3月18日に開催されました農地部会において、届出者から出席してもらい、質疑応答を行わせていただきました。</p> <p>江南区西野において、コンテナ10棟でシイタケ栽培を行うものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
------------------	---

塚原委員	<p>転用に関する照会書について全部非農地と答えたところがあるが、9号は畑となっている。</p>
農地係長	<p>たいへん失礼いたしました。</p> <p>農地の転用事実に関する照会書についての第9号は、裁判所からの照会で競売案件です。</p> <p>当該地は、農地と回答しましたので、今後農地法第3条の買受適格証明願が出てくると思われます。</p>
議長(農地部会長)	<p>他に、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。</p> <p>以上で農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を齋藤農政振興部会長職務代理者と交代いたします。</p>
議長(農政振興部職務代理者)	<p>(齋藤農政振興部会長職務代理者 あいさつ)</p> <p>それでは、農政振興部会所掌の議事を進めます。</p> <p>別冊の議案第12号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
農政振興係長	<p>振興係の八百板です。着席のまま説明させていただきます。</p> <p>別冊の議案第12号について、ご説明いたします。</p> <p>表紙をめくっていただきますと地区別実績表の合計となっています。</p> <p>こちらは農地中間管理事業以外の案件に係る地区別実績表の合計となっており、29件、99,599㎡です。</p> <p>次ページをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。</p> <p>利用権設定が両川地区5件、大江山地区9件、横越地区7件、亀田地区3件、所有権移転が曾野木地区1件、両川地区1件、横越地区3件で面積は99,599㎡です。</p> <p>続きまして、次ページが利用権設定による契約内容となっています。</p> <p>表の右上のカッコの数字がページ数となります。</p> <p>1ページからご覧ください。</p>

	<p>1号から24号までが相対で新規契約した案件になります。賃借料を口座振替、現金または物納で支払うことで合意した内容となっています。</p> <p>すべて土地改良費を貸し手が負担します。</p> <p>次に6ページをご覧ください。こちらは売買による所有権移転の案件になります。</p> <p>契約内容ですが、1号、3号は譲渡人の規模縮小、2号、4号は離農、5号は相続したが農家でないため農地集積したい譲受人と双方で合意した案件になります。</p> <p>6ページの次ページの表をご覧ください。こちらは、農地中間管理事業にかかる地区別実績表の合計となっています。</p> <p>横越地区9件、亀田地区4件で、面積は40,203㎡です。</p> <p>次に7ページをご覧ください。</p> <p>4号から13号は川根分区の地域集積に係る案件です。</p> <p>土地改良費は、1号から3号は貸し手が負担、その以外が借り手が負担し、賃借料を口座振替により支払うことで合意した内容になります。</p> <p>最後のページをご覧ください。</p> <p>会長から市長への公告依頼の案となっています。</p> <p>公告については一番下段に記載しているとおり、4月13日からとなっています。</p> <p>ご承認後は産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより議案第12号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議に入ります。今回は委員関連の案件がありますので、先議を行います。</p> <p>別冊3ページ15号は出席委員の関係案件でありますので、農業委員会等に関する法律 第31条第1項 議事参与の制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p>

<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>(1 4 番 別所正幸委員 退室)</p> <p>別冊 3 ページ 1 5 号について、審議いたします。原案のとおり承認することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>(1 4 番 別所正幸委員 入室、着席)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>続きまして、委員関連の案件の先議を進めます。</p> <p>別冊 4 ページ 1 6 号は出席委員の関係案件でありますので、議事参与制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(1 5 番 神田和博委員 退室))</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>別冊 4 ページ 1 6 号について、審議いたします。原案のとおり承認することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>(1 5 番 神田和博委員 入室、着席)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>次に、先議いただきました案件以外について、審議いたします。原案のとおり承認することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。続きまして、報告に移ります。</p> <p>別冊の報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案)について、事</p>

<p>農政振興係長</p>	<p>務局より説明をお願いいたします。</p> <p>◎報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について 別冊の報告事項についてご説明いたします。</p> <p>1 ページから 3 ページの計画案については、先ほどの議案第 1 2 号 7 ページの貸し手が機構に賃借した農用地を、受け手に利用配分する計画案となっています。</p> <p>4 ページをご覧ください。こちらは農地中間管理権移転にかかる案件になります。1 号、2 号は上作交換で、4 号から 1 4 号は移転を受ける者の規模縮小のため移転した案件になります。なお、いずれの移転も、契約当時の内容をそのまま引き継ぎます。</p> <p>以上が農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による新潟市農用地利用配分計画であります。</p> <p>最後になりますが、農林政策課から当該計画案を農地中間管理機構へ提出後、5 月末に県の公告を予定しています。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理人)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理人)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。</p> <p>以上で農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を虎澤会長と交代いたします。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>鈴木農地部会長、齋藤農政振興部会長職務代理人、ありがとうございました。以上で議事として提案した案件について終了しましたが、その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>ございませんか。なければ、事務局から何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>

<p>議長（会長）</p> <p>小林次長</p>	<p>他にないようですので、以上で3月定例総会を閉会いたします。</p> <p>委員協議会でございますが、この後、定期総会を開催いたしますので、その後に開会させていただきます。</p> <p>休憩をはさみまして、午後4時30分から定期総会を開催いたします。それまでにご着席をお願いいたします。</p>
---------------------------	--

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

署名委員 小熊義信

署名委員 山岸信一
